

# 県有建築物の設計・工事監理業務のあり方 報 告 書

～ 大規模営繕工事等を中心とした「あり方」の検討～

県有建築物の設計・工事監理業務のあり方検討会

事 務 局

福島県土木部建築領域  
営繕グループ・営繕設備グループ

# 県有建築物の設計・工事監理業務のあり方 報告書

## 目次

第1	検討に至る経緯と検討の視点	1
	1 検討に至る経緯	
	2 検討の視点	
第2	公共建築のあり方等	3
	1 公共建築のあり方	
	2 県有建築物の整備において営繕部局が関わる範囲	
	3 営繕部局の果たすべき役割	
	4 県有建築物における監督等業務	
第3	課題の整理	7
	1 設計事務所及び県監督員に対するアンケート結果の概要	
	2 大規模営繕工事の設計・工事監理業務における意見	
	3 大規模営繕工事の設計・工事監理業務における課題の整理	
第4	改善に向けた基本方針	11
第5	基本方針に基づく具体策	12
	1 設計図書の一層の精度向上	
	2 県監督体制等の充実	
	3 工事監理業務委託方法の再構築	

### 県有建築物の設計・工事監理業務のあり方検討会

#### (委員名)

・国土交通省東北地方整備局営繕部設備課長	齊藤 武秀
・国土交通省東北地方整備局営繕部保全指導・監督室長	渡部 一男
・土木部参事兼総務予算グループ参事	安藤 徹
・土木部参事兼技術管理グループ参事	大石 光博
・土木部建築住宅企画グループ参事	齋藤 隆夫
・土木部建築指導グループ参事	佐々木孝男

#### (事務局)

土木部建築領域営繕グループ・営繕設備グループ

## 県有建築物の設計・工事監理業務のあり方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 県有建築物の工事における品質確保と設計・工事監理業務のさらなる適正化を図るため、県有建築物の設計・工事監理業務のあり方検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

### (検討内容)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 県有建築物の工事監理業務のあり方に関する事。
- (2) その他、前号の検討に関して必要となる事項(設計者選定に関する事を含む。)に関する事。

### (構成員等)

第3条 検討会は、下記の委員により構成する。

- ・国土交通省東北地方整備局営繕部設備課長
- ・国土交通省東北地方整備局営繕部保全指導・監督室長
- ・土木部総務予算グループ参事
- ・土木部技術管理グループ参事
- ・土木部建築住宅企画グループ参事
- ・土木部建築指導グループ参事

2 検討会に座長を置き、検討会を主宰する。

3 座長は、土木部建築住宅企画グループ参事の職にある者をもって充てる。

4 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第4条 検討会の事務局は、土木部建築領域営繕グループ及び営繕設備グループにおく。

### (会議)

第5条 検討会は、座長が招集する。ただし、最初に開催される検討会は、土木部建築領域総括参事が招集する。

### (設置の期間)

第6条 検討会の設置期間は、平成19年10月31日までとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮り定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年9月13日から施行する。

# 県有建築物の設計・工事監理業務のあり方

## 第1 検討に至る経緯と検討の視点

### 1 検討に至る経緯

公共工事においては、豊かな国民生活の実現等に寄与する「工事の品質確保」が重要な課題であることから平成17年4月に「公共工事<sup>1</sup>の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことや、福島県の入札等制度改革<sup>1</sup>などの諸情勢を踏まえて、県有建築物のさらなる品質確保の取組が求められていること、さらに、長く使用するため建築物の耐用性・耐久性をより一層向上させる必要があること等により、営繕工事の品質確保が重要な課題となっている。

また、平成18年度に生じた「会津学鳳高等学校・中学校校舎等整備工事」の誤施工<sup>2</sup>に対する再発防止策という観点から、さらなる品質確保を重視した工事監理等のあり方の検討が求められている。

近年、公共施設の利用者、納税者等である県民への一層の説明責任や、県民の目線に立った施設整備が求められ、さらには発注者と工事受注者の関係もより対等で緊張感のあるものへと変化するなか、より透明性のある公共調達などが求められてきており、これらの考え方を設計や工事監理等業務に、確実に反映していく必要がある。

このような観点から、公共建築工事（営繕工事）の一層の品質確保に向けた設計や工事監理について、既に下記のような取組を行っているところであるが、今回、大規模営繕工事等における設計・工事監理業務について、検討を行おうとするものである。

#### 営繕工事の一層の品質確保に向けた工事監理の取組

##### < 既に実施済みのもの >

- 大規模な建築物等の工事を重点監督を要する工事に指定
- 現場主義の徹底・共通仕様書に基づく監督員の確認等の徹底

##### < 今回の検討課題 >

- 設計・工事監理業務のあり方について

\*1 福島県における入札等制度改革（平成18年12月28日）

1）一般競争入札の全面的導入（平成19年10月1日～全ての工事を実施）  
全ての公共工事において指名競争入札を廃止し、条件付一般競争入札を導入する。

2）品質確保対策（平成18年度から順次実施）  
公共工事における監督・工程管理・工事検査の徹底等、工事監督検査体制を今まで以上に強化する。

\*2 校舎1棟の建築工事の請負者が、基準高さを誤認して設定したため、設計高に比べ50cm低い建築物の高さで施工したものの。この工事の工事監理は、県監督員と設計事務所が実施していた。

## 2 検討の視点

県では、公共建築物に求められる姿を目指し、良質な県有建築物を整備するため、県設計者選定要領に基づき、建築物の整備目的や用途・規模により、設計コンペやプロポーザル等の手法を用い、優れた設計者を選定し、その設計者に設計業務を発注してきたところである。

また、営繕工事の工事監理については、

発注者である県自ら「工事監理」を実施する方法（直営監理）

発注者である県と工事監理業務を受注した設計者で役割を分担して

「工事監理」を実施する方法（委託監理）

の2つの方法により行っており、中小規模の営繕工事については の方法により、事業規模が大きい大規模営繕工事については により、実施してきた。

大規模営繕工事においては、設計者が工事監理業務の全般に関わることが必要と見てきたことや、複数工事の監督業務を行うために必要な監督員の配置の関係から、工事請負契約約款上の監督員を県（甲監督員）とともに設計者（設計事務所乙監督員）を指定し、県と設計者（設計事務所）との役割分担を定めて工事監理業務を行ってきた。

本検討会では、特に の大規模営繕工事を中心として、一層の品質確保を図る観点から、次の視点で検討を進めていくこととした。

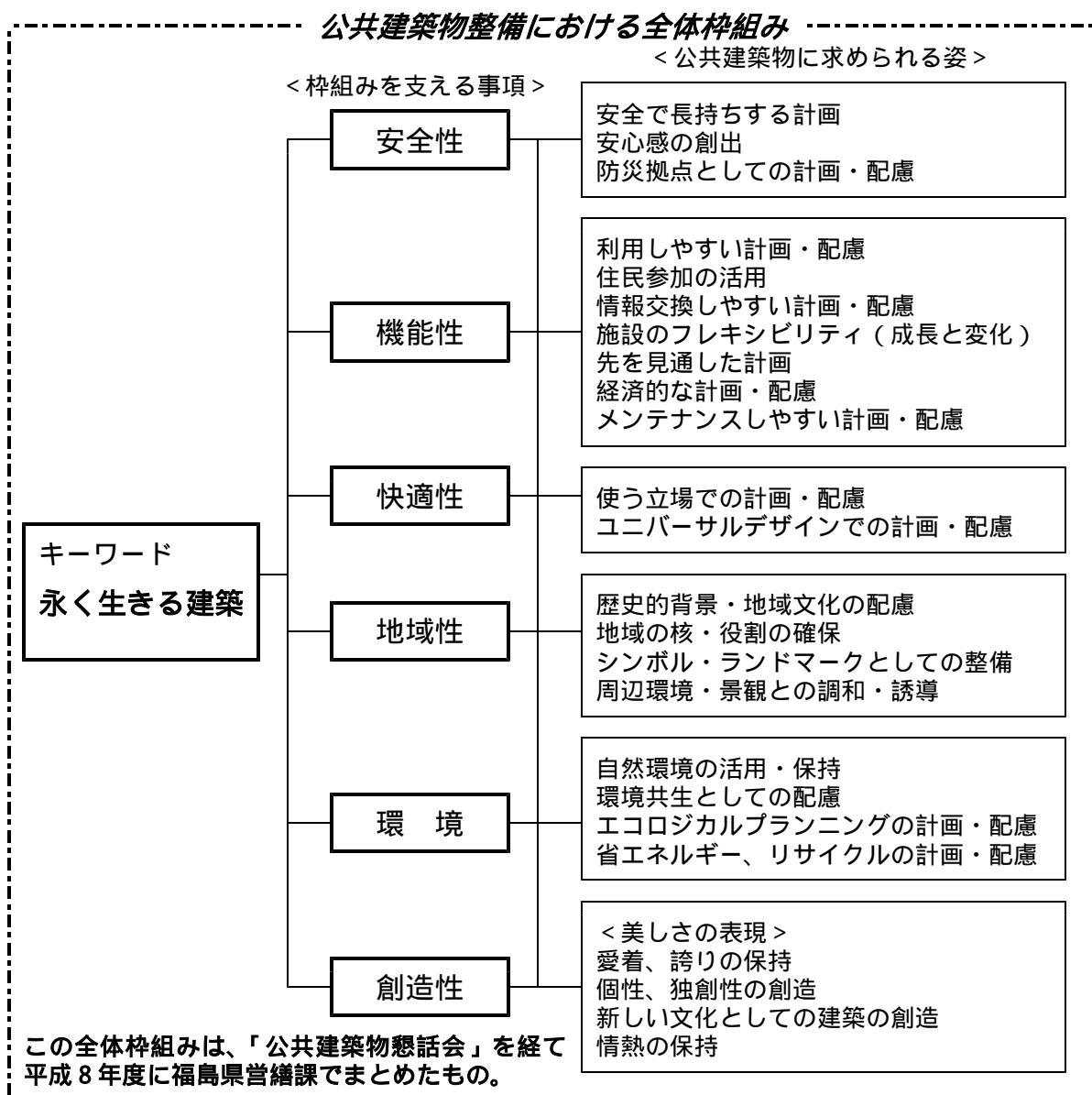
### 検討の視点

**大規模営繕工事等において、より一層の品質確保を図るため、設計・工事監理業務のあり方はどうあるべきか。**

## 第2 公共建築のあり方等

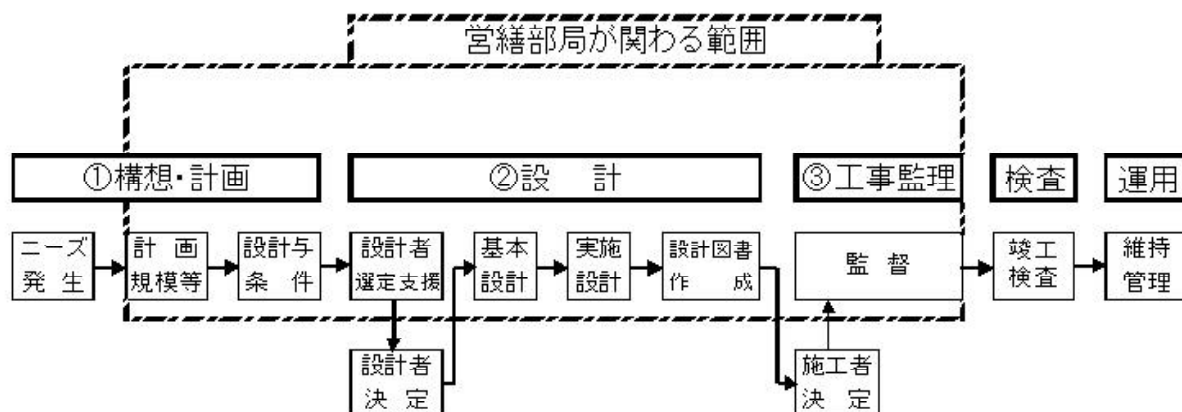
### 1 公共建築のあり方

福島県では、県民の多様なニーズに対応した良質な公共建築の整備が求められていることから、「永く生きる建築」をキーワードとして、地域の自然、伝統、文化等の特性を生かしつつ、県民（施設利用者）に愛される公共的資産となるよう、公共建築物の「求められる姿」の枠組み（下記参照）を定め、ユニバーサルデザイン、景観形成、高度情報化、環境保全等、時代の社会的要請を踏まえ、質の高い県有建築物の整備を目指してきたところである。



## 2 県有建築物の整備において営繕部局が関わる範囲

県の公共建築物である県有建築物の整備において、その建築物を必要とする主務部局が企画し整備が進められ、営繕業務は次のようなプロセスのなかで、構想・計画段階では、計画規模等・設計と条件の整理等における協力、設計段階では、設計者選定支援から実施設計、設計図書の作成、工事監理段階では工事監督に携わっている。



## 3 営繕部局の果たすべき役割

県有建築物の整備において、県営繕部局の果たすべき主要な役割は次のとおりである。

(全般)

- ・ 県有建築物の建築主は、福島県であるが、原点では利用者又は納税者である県民であり、営繕部局は、県民の共有財産である県有建築物に関し、建築主や利用者重視の視点に立ち、良質な施設を効果的・効率的に整備すること。
- ・ 営繕部局は、県民、利用者、主務部局、設計者及び施工者等の中で総合的な技術力を発揮する発注者側の技術部門として、その時代の社会的要請に的確に対応した県有建築物の整備に責任を果たすこと。
- ・ 営繕部局は、県民や建築主である主務部局の立場でその多様なニーズや要望等を技術的に十分検討した上で、設計又は工事監督に反映し、さらには、設計内容を主務部局や県民へわかりやすく説明していくこと。
- ・ 営繕部局は、県有建築物の計画、設計、工事監理業務の受託等により、技術部門としての主務部局のパートナーとなること。

(各段階)

構想・計画段階での役割

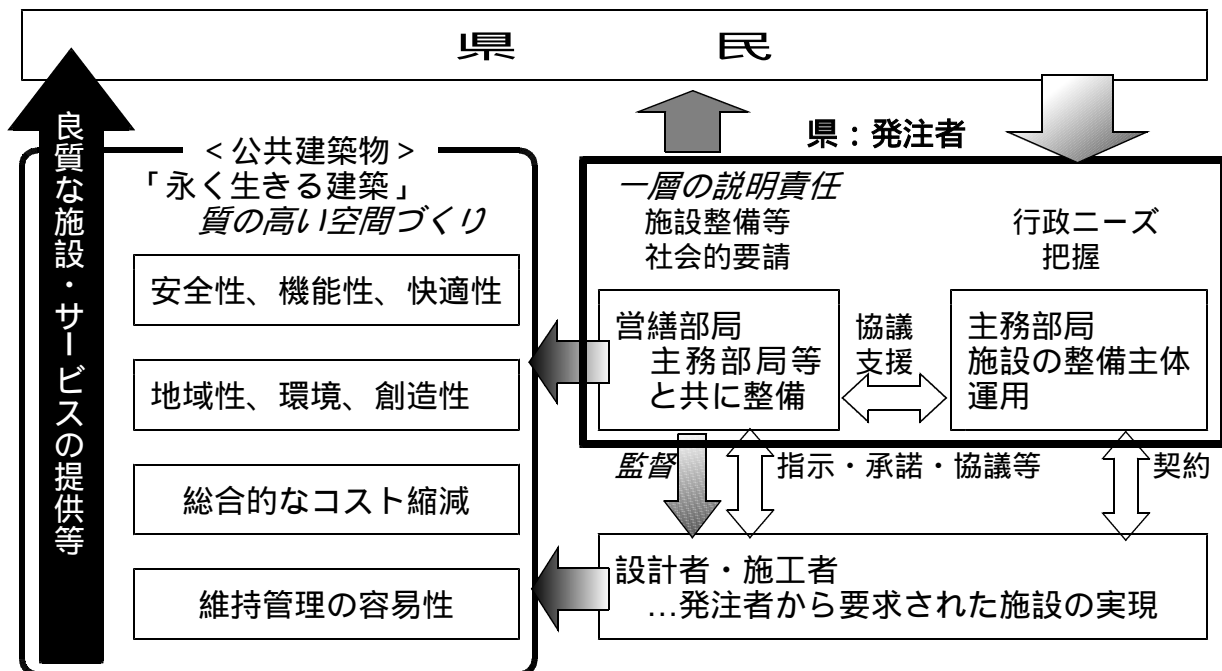
- ・ 主務部局の整備目的や県民の多様なニーズを的確に把握しながら、将来の社会的変化を長期的に見通すことにより、県有建築物の機能、規模、事業費や事業期間等の諸条件について、技術的観点から主務部局へ適切に助言・支援していく。

## 設計段階での役割

- ・ 県有建築物の用途や備えるべき意匠性、機能性等を踏まえ、適切な設計者が選定されるよう、設計者選定方法を主務部局に助言・支援していく。
- ・ 県民の多様なニーズを十分踏まえ、主務部局の立場に立ち（建築主の技術の代理者として整備目的を十分理解し）、設計と条件や要望等に対して最善の技術力で検討を加え、設計図書に実現していく。
- ・ 建築主の技術の代理者として、建築物の意匠性や機能性等、県民の多様なニーズや主務部局等の整備目的が適切に具現化できるよう、設計者に対して、技術的観点から指示又は協議等を行い、その内容を確実に伝達していく。
- ・ 設計者からの建築等の提案については、主務部局の整備目的や県民に対する説明責任も踏まえ、技術的観点から採用の可否を十分に審査し、主務部局等から十分な理解が得られた内容を設計に反映していく。
- ・ 主務部局の整備目的、設計者の設計意図を十分把握し、建築主や利用者の満足度が高まる良質な建築物となるよう計画力・調整力を発揮して、主務部局、営繕部局、設計者間で設計内容を共有化していく。

## 工事監理段階での役割

- ・ 良質な県有建築物を整備するため、最善の技術力を発揮して、契約図書に基づく施工品質を確保する。
- ・ 施工中においても利用者や主務部局との連携を密にし、利用者等のニーズを確実に反映させていく。



## 4 県有建築物における監督等業務

県有建築物における県監督員は、「公共工事の監督業務」と「建築関係法規による工事監理業務」の二つの役割を担っている。

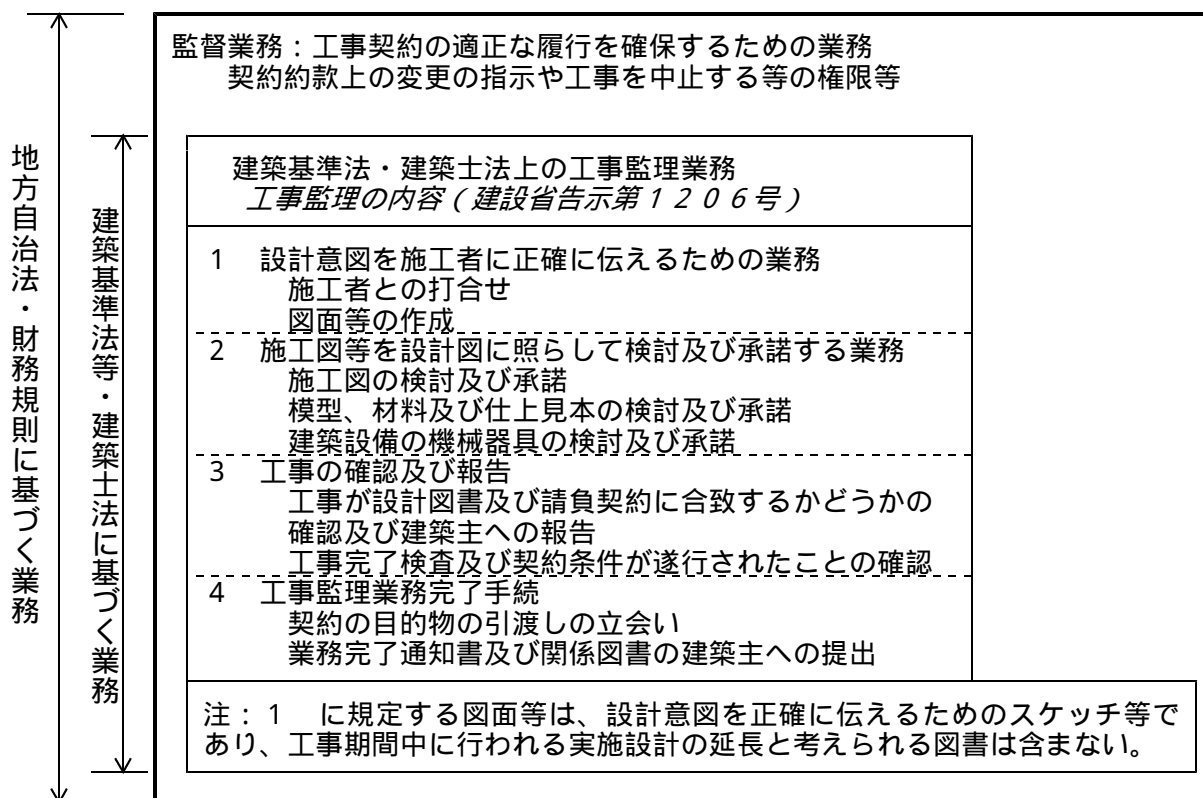
### 公共工事の監督業務

- ・地方公共団体の職員は、地方自治法、財務規則により、工事における契約の適正な履行を確保しなければならないため、県においては技術職員が監督員として必要な監督業務を行う。
- ・県監督員は「土木部工事監督員執務要綱」に基づき工事の監督を行い、また、「工事請負契約約款」に基づき発注者の代理人としての権限を有する。

### 建築関係法規による工事監理業務

- ・建築基準法では、<sup>3</sup>公共、民間を問わず、建築工事の施工段階において、建築士法による工事監理<sup>3</sup>を行う工事監理者をおくことが規定されており、建築工事の監督員はこの工事監理者の責務も担う。

### 【「公共工事の監督業務」と「建築関係法規による工事監理業務」の関係イメージ】

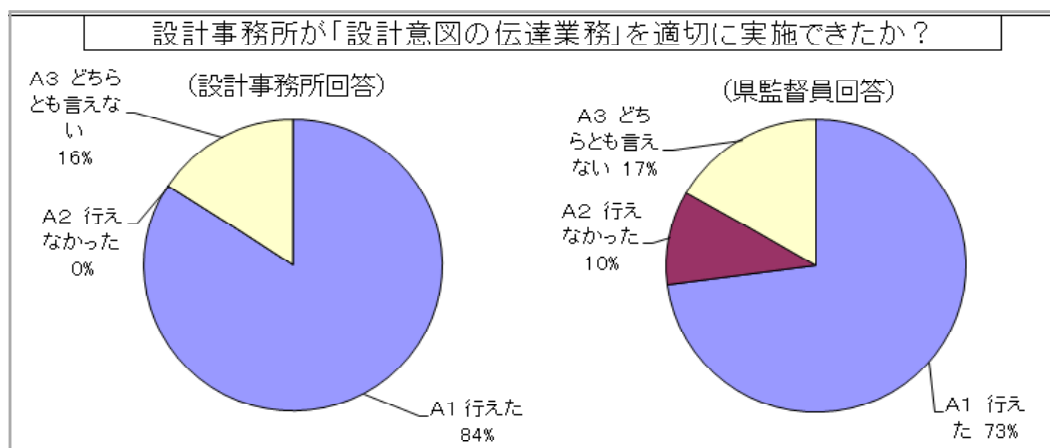


\*3 建築士法第2条6項「『工事監理』とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。」。同法第18条第3項「建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対し、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりにするよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。」とある。

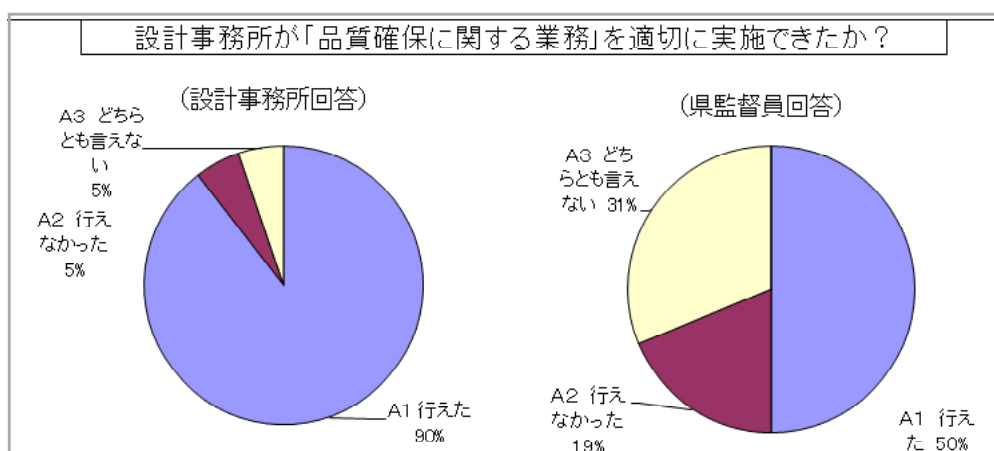
### 第3 課題の整理

アンケート実施（平成19年7月）<sup>\*4</sup>により、県が過去に実施した大規模営繕工事の工事監理業務に対する課題等を調査した。

#### 1 設計事務所及び県監督員に対するアンケート結果の概要



- ・ 設計者のほとんどが「設計意図の伝達業務」を適切に行えたとしている。
- ・ 県監督員の7割以上が、設計意図を熱心・正確に伝達していたと評価している。



- ・ 設計者の9割は、「工事の品質確保に関する業務」を適切に行えたとしている。
- ・ 県監督員の5割は、設計者が「工事の品質確保に関する業務」を適切に行えたと評価しているが、約2割が適切に行えなかったとしており、その部分を県監督員が補って業務を遂行したと意見が出されている。
- ・ 設計者は、設計意図の伝達のほか、工事の品質確保、現場での利用者や工事関係者との調整・協議等に力点をおこうとする姿勢もうかがえる。

\*4 福島県における過去の大規模営繕工事の委託監理方式について、県大規模営繕工事の設計及び工事監理業務を行った設計事務所と、県監督員を対象としてアンケート調査を実施した。

## 2 大規模営繕工事の設計・工事監理業務における意見

アンケート結果では、「改善すべき意見」のほか、「良かったとの意見」<sup>\*5</sup>も数多く出されているが、今回の検討のため、大規模営繕工事の工事監理における改善すべき意見について要約すると、次のように整理される。

### <設計事務所からの改善すべき意見>

一層の工事の品質確保を図るために、設計図書の完成度を高める必要があり、設計工期の適正化、設計条件の明確化、設計者の評価が必要である。

県監督員と設計事務所担当者の工事監理業務分担・責任範囲が不明確である。

よい建築物(デザインや品質等)をつくるためには設計者が工事監理を行い、一定規模以上では設計者の常駐監理委託とするべきである。また、監理業務に見合った委託報酬が必要である。

県の監督体制強化や監督員の更なる技術力向上が必要である。

工事監理において、設計図書に基づく監理や関係者の円滑なコミュニケーションの構築が必要である。

施工者の施工管理能力の向上が必要であり、工事の分離発注により相互調整の業務が増大しているため、工事発注の一括化が必要である。

### <県監督員からの改善すべき意見>

工事監理業務中に設計段階で検討が不十分な部分の追加・修正があるため、「設計成果品の審査の強化」や、「設計の責任の明確化のため設計者と工事監理者の分離」により、設計の精度向上を図ることが必要である。

また、発注者側の設計と条件の提示の遅れにより実質的に設計期間が短くなったり、要求する性能が施工中に変更になるなど、発注者側の問題もある。

県監督員と設計事務所担当者の工事監理業務分担の明確化が必要である。

設計者は意匠・デザインの監理は十分だが、その反面、工事の品質確保に関する業務についてはおろそかとなる傾向にあり、それを補うため県監督員の負担が増えた。品質確保のためには県監督員主導による監督が必要である。

設計事務所の工事監理体制を構築させる。また、設計事務所担当者に公共建築工事の監理の技術力不足が感じられる事例もあり、実績確認等が必要である。

県監督員と設計事務所担当者のコミュニケーション不足がある。

\*5 設計事務所から見た、良かった点「設計意図等が施工者にうまく伝達でき、また、設計図に表現できない部分の情報を伝達でき、よい建築物ができた」など多数。

県監督員から見た、良かった点「設計意図について正確、熱心に伝達されている。また、技術の専門・特殊性に対するノウハウがある。」など多数。

### 3 大規模営繕工事の設計・工事監理業務における課題の整理

前項の設計事務所及び県監督員の意見の要約から、次の4項目を課題として整理し、改善の方向性を検討した。

#### 設計図書についての課題

##### 改善の方向性 設計図書の一層の精度向上

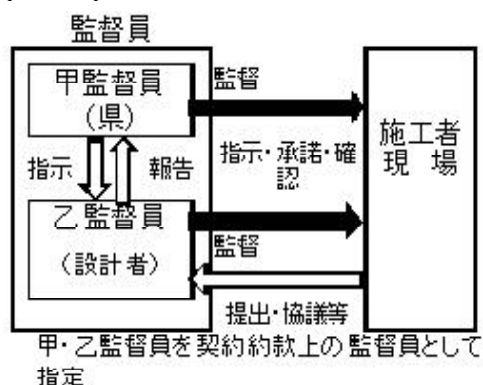
- ・「適正な設計期間の確保」と「明確な設計と条件の整理」が図られるよう、主務部局に技術的な助言・支援を実施。
- ・「福島県建築・設備設計要領」に基づく設計図書作成の徹底。
- ・設計事務所が行う設計成果品の社内審査の強化と、県の設計審査の徹底。
- ・設計者と工事監理者を分離することなどにより、設計者が設計段階で行うべき業務実施の徹底を図り、設計責任を一層明確化。

#### 県と設計事務所の工事監理業務の分担・責任範囲についての課題

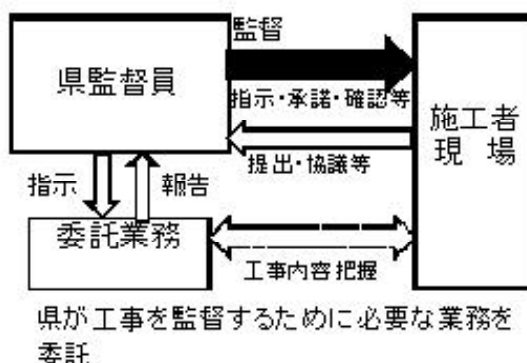
##### 改善の方向性 工事監理業務における設計事務所の役割と責任の見直し

- ・県が監督を一元化して全体業務を統括し、工事監督を実施するために必要な工事監理業務の一部を補助業務として委託。
- ・委託する業務の内容と責任範囲を明確化。

(現状)



(見直し後)



## 工事監理業務における品質確保についての課題

### 改善の方向性 **県監督主導による工事監理の実施**

- ・ 工事の品質確保に関する業務における県監督の強化。
- ・ 委託する工事監理業務に対する重点的な監督の実施。
- ・ 設計者への委託する業務は原則として「設計意図の伝達業務」\*6。
- ・ 委託業務の受注者側における「業務履行体制の充実」と「実績経験のある担当技術者等の配置」。

## 監督・工事監理体制と技術力についての課題

### 改善の方向性 **監督・工事監理体制の充実と技術力の向上**

- ・ 県の複数職員による重点的な監督の実施や、県監督員が工事現場に即して監督を実施するなど県の監督体制の充実。
- ・ 県の監督体制の充実に向けた「新たな工事監理業務委託方式」の導入。
- ・ 委託業務の受注者側における「業務履行体制の充実」と「実績経験のある担当技術者の配置」。
- ・ 現場の問題解決行動の迅速化による円滑かつ効率的な現場施工の実現。
- ・ 現場を重視した県営繕技術者の育成。

\*6 「設計意図の伝達業務」：意匠やデザイン・機能性の伝達ほか、特殊な技術・工法等が用いられた建築物や設計過程情報が必須となる複雑・高度な建築物の「当該特殊な技術・工法等や設計過程情報の伝達」等も含む。

## 第4 改善に向けた基本方針

「第3 課題の整理」を踏まえて、大規模営繕工事等における設計・工事監理業務のあり方の検討にあたり、次の基本方針により改善を図る。

### 大規模営繕工事等における基本方針

- 1 設計図書の一層の精度向上
- 2 県監督体制等の充実
- 3 工事監理業務委託方法の再構築
  - 3 - 1 新しい工事監理業務委託方式の実施
  - 3 - 2 県監督員と工事監理業務の受注者との業務分担
  - 3 - 3 工事監理業務の受注者の業務履行の徹底

## 第5 基本方針に基づく具体策

### 1 設計図書の一層の精度向上

< 今後の具体策 >

工事の一層の品質確保を図るため、適正な設計期間の確保、明確な設計与条件の整理、設計者が設計段階で行うべき業務実施の徹底、設計事務所の社内審査と県の設計審査等の徹底等により、設計図書の一層の精度向上を図る。

適正な設計期間の確保

- ・改正建築基準法による建築確認申請図書等の大幅な見直し、設計図書の精度を一層高めるための設計業務の徹底実施、設計成果品の審査や検査の強化などに対応するため、設計委託の標準工期を改正し、適正な設計期間を確保する。(平成19年10月1日より「建築・設備設計監理業務委託料算定基準」を改正して実施済み。)

明確な設計与条件の整理(主務部局に対する支援等)

- ・当初設計段階で、できる限り設計与条件を明確に提示するよう、構想・計画段階から、助言・支援等を行う。
- ・未提示の内容について設計段階で設計与条件の明確化を促す。

設計者が設計段階で行うべき業務実施の徹底(設計監督及び工程管理の徹底)

- ・実施工程表に基づき、設計案の段階確認等による設計監督の強化や、設計業務の適切な進行管理(設計マネジメント)を実施する。

設計図書作成の徹底

- ・工事費の適正な積算と、請負者が設計図書を正確に読み取り、的確に施工できるよう、設計者に「福島県建築・設備設計要領」に基づき設計図書を確実に作成させる。

設計事務所の社内審査及び県の設計審査の徹底

- ・設計事務所に社内審査の徹底を求める。
- ・県監督員側のダブルチェックの徹底や、必要に応じてグループ内クロスチェック、グループ内検討会等を行い、県の設計審査を徹底する。

## 2 県監督体制等の充実

### < 今後の具体策 >

工事の一層の品質確保を図るため、工事現場に即した監督、重点監督工事の指定、委託業務に対する重点監督等により、県監督体制等を充実する。

#### 工事現場に即した監督の実施

- ・ 県監督員を工事現場に近接して配置するなどにより、監督の効率化を図るとともに、施工者への承諾・指示や施工状況の確認・把握等を、迅速かつ的確に実施する。

#### 重点監督工事の指定による複数監督制等で監督実施

- ・ 重点監督工事の指定による複数監督制や、複数の職員による専任のチーム体制で施工状況等の確認・把握の実施頻度を高めること等により、監督密度を高める。

(平成19年6月25日から大規模営繕工事を重点監督<sup>\*7</sup>工事に指定済み。)

- ・ 建築工事等における重点監督工事の指定対象について、さらに検討する。

#### 現場の課題対応への迅速化に向けて円滑かつ効率的な現場施工の実施

- ・ 施工のトラブル防止、緊張感のある工事監理を図るため、監督員が施工者等からの協議等に対するスピード感のある報告・連絡・相談等の実施により、即日回答に努める。

#### 委託した工事監理業務に対する重点監督

- ・ 委託した工事監理業務についても、監督員に加え、複数の職員により業務履行状況等の確認・把握を行うなど、委託業務の監督密度を高める。

#### 現場を重視した営繕技術者を育成

- ・ 営繕工事における直営設計・直営監理や重点監督工事の指定など、通常業務のOJTの実施により、職員の現場における技術経験の蓄積を図る。

\*7 重点監督...確認の頻度を増やすとともに、確認等をする人数を複数にすることとし、工事の重要度に応じた監督とする。(福島県土木部工事監督員執務要綱)

### 3 工事監理業務委託方法の再構築

#### 3 - 1 新しい工事監理業務委託方式の実施

< 今後の具体策 >

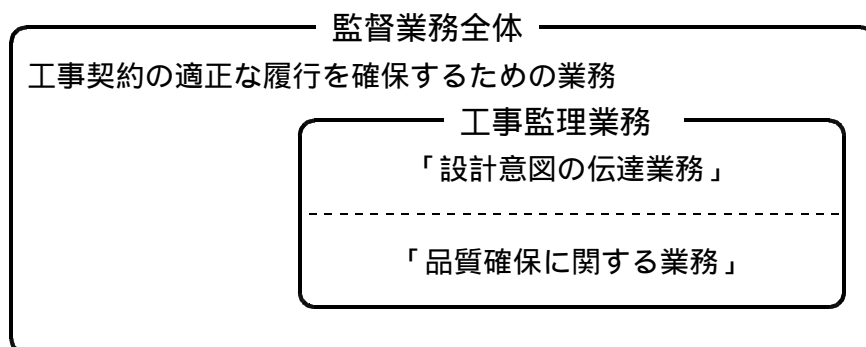
大規模営繕工事の一層の品質確保を図るため、「県監督主導による工事監理の実施」と「設計と工事監理の業務密度の向上と責任の明確化」に向けて、新しい工事監理業務委託方式を実施する。

新しい工事監理業務委託方式の実施

方針

県監督員が工事監理業務を含む監督業務全体を実施し、工事監督を実施するために必要な工事監理業務の一部を「補助業務」として委託する。

【監督業務と工事監理業務の関係】



補助業務

- 1 「設計意図の伝達業務」については、設計者へ委託する。
- 2 「品質確保に関する業務」については、建築物の規模等により工事監理業務が増大する場合など、必要に応じて、この一部を設計者以外の設計事務所（第三者）へ委託する。
- 3 象徴性・記念性・芸術性等が求められる建築物などにおいては、「品質確保に関する業務」がこれらの建築物の意匠の実現に密接に関係することから、これらの建築物に限り、この業務の一部を設計者へ委託する。

### 3 - 2 県監督員と工事監理業務の受注者との業務分担

< 今後の具体策 >

県が監督を一元化して全体業務を統括し、工事監理業務の受注者に委託する業務に応じた責任範囲の明確化を図る。

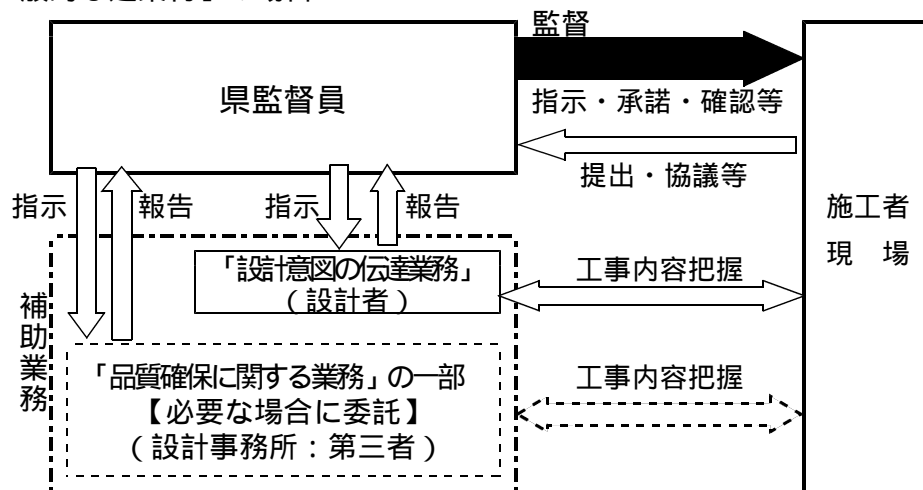
(注) 工事監理業務の受注者... 「設計者」又は「設計者以外の設計事務所」

責任範囲

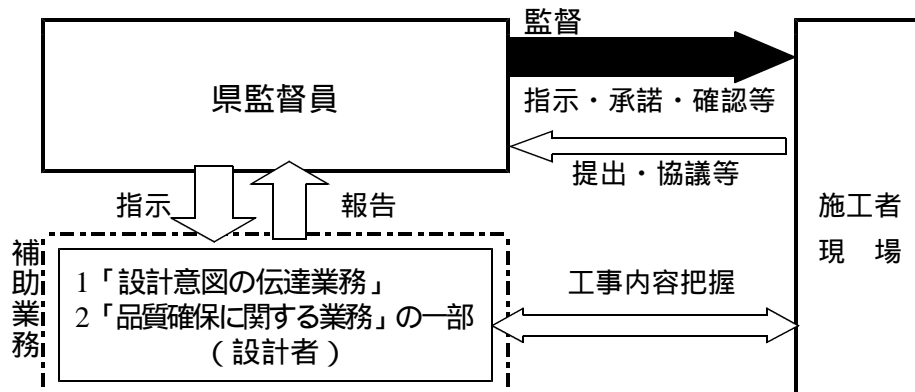
- ・ 契約に基づく施工者に対する指示・承諾・確認等は、全て、県監督員が行う。
- ・ 受注者の責任範囲は委託した業務内容の範囲とする。

#### 【県監督員と工事監理業務の受注者との業務分担】

「一般的な建築物」の場合



「象徴性・記念性・芸術性等が求められる建築物など」の場合



### 3 - 3 工事監理業務の受注者の業務履行の徹底

#### < 今後の具体策 >

新たな工事監理業務委託方式に応じて、委託業務の履行の徹底を図るため、**工事監理業務の受注者**に対し、履行体制の充実と、管理技術者及び担当技術者等に所定の資格・実績等を求める。

(注) **工事監理業務の受注者**... 「設計者」又は「設計者以外の設計事務所」

#### 履行体制の充実

- ・受注者の管理技術者のほかに、対象建築物の用途・規模等に応じた必要な担当技術者の配置が、委託業務を確実に履行できる体制であることを求める。
- ・管理技術者等に対し、県監督員・施工者等からの協議・回答の迅速化を求め、円滑かつ効率的な工事監理を進める。

#### 管理技術者、担当技術者等の資格・実績等

- ・管理技術者、担当技術者等の資格・実績等を委託業務仕様書等で具体的に定める。

#### 管理技術者

建築士等の資格及び一定の経験年数を満たす者とし、設計図書の設計内容を的確に掌握するとともに、工事監理等について高度な技術力及び経験を有する者とする。

#### 担当技術者等

建築（意匠、構造）、設備（電気、機械）の担当技術者ごとに建築士等の資格及び一定の経験年数を満たす者とし、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理等について技術及び経験を有する者とする。